

# ヘルパーステーションえんね 指定訪問介護事業所 運営規程

## 第1条（趣旨）

この運営規程において、株式会社ハート・ビートが実施する指定訪問介護及（以下、「指定訪問介護」という。）事業所の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるもの。

## 第2条（事業の目的）

指定訪問介護の事業は要介護状態となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

## 第3条（運営の方針）

本事業の運営の方針は、以下のとおりとする。

- (1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定訪問介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (7) 指定訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護（身体介護）又は調理、洗濯、掃除等の家事（生活援助）を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しないようにする。
- (8) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護員等に、その同居家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせないものとする。

2 事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

3 事業所は、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

## 第4条（サービス提供困難時の対応）

利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

## 第5条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ヘルパーステーションえんね
- 2 所在地 福岡市西区拾六町5丁目18番10号

## 第6条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

### 1 管理者 1名

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

### 2 サービス提供責任者 介護福祉士 1名以上

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。

### 3 訪問介護員等

初任者研修修了1名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

## 第7条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

3 サービス対応日 年中すべて対応する。

4 サービス対応時間 24時間すべて（午前0時から午後0時まで）とする。

5 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 第8条（訪問介護計画）

指定訪問介護の提供を開始する際には、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、提供するサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス及びサービスの内容等を記載した訪問介護計画を個別に作成する。

2 訪問介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成する。

3 訪問介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

4 訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付する。

5 訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行う。

## 第9条（指定訪問介護の内容）

指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

### (1) 身体介護

入浴・排泄・食事等の介護

### (2) 生活援助

調理・選択・掃除等の家事

## 第10条（指定訪問介護の利用料及びその他の費用の額）

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に応じた額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域外から片道2キロメートル未満 無料
- ② 実施地域外から片道2キロメートル以上 500円

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

4 事業所が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

#### **第11条（通常の事業の実施地域）**

通常の事業の実施地域は、福岡市西区、早良区とする。

#### **第12条（緊急時又は事故発生時における対応方法）**

事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかにあらかじめ定められた医療機関に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

#### **第13条（衛生管理対策）**

事業所は、感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、従業者については、適宜に健康診断等を実施する。

#### **第14条（居宅介護支援事業者との連携）**

事業所は、事業の実施に際し、居宅介護支援事業者（必要と判断される場合は、主治医、保健医療・福祉サービス提供者を含む）と連携し、必要な情報を提供することとする。

#### **第15条（利用者に関する市町村への通知）**

事業所は、利用者が正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより利用者の要介護状態等の程度を悪化させたとき又は悪化させる恐れがあるとき、及び利用者に不正な受給があるとき等には、意見を付して当該市町村に通知することとする。

#### **第16条（利益供与の禁止）**

事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### **第17条（秘密保持）**

事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

#### 第 18 条（苦情処理）

利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者で検討会議を行い、必ず具体的な対応を行う。また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。詳細は別紙「利用者の苦情を処理するために講ずる処置の概要」による。

#### 第 19 条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 第 20 条（研修の確保）

訪問介護サービスの資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 月 1 回

#### 第 21 条（その他運営に関する重要事項）

本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、具体的な研修計画を策定し、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 この規程の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示又は縦覧に供する。
- 3 第 9 条のサービス提供記録については、利用者からの申し出があった場合にはそれらを当該利用者に交付する。
- 4 第 8 条の訪問介護計画、及び第 9 条のサービス提供記録、第 12 条第 2 項に規定する事故発生時の記録、第 15 条に規定する市町村への通知、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから原則 5 年間保存する。

- 5 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下、「市町村等」という。）からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、市町村等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、市町村等から求められた場合には、その改善の内容を市町村等に報告する。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社ハート・ビートで定める。

提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

区分	サービス提供時間数	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上30 分を増すごと
	サービス提供時間帯	単位数	単位数	単位数	単位数
身体介護	昼間 (午前8時～午後6時)	163	244	387	567単位に 30分増すごと に+82
	早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時) 【25%加算】	204	305	484	709単位に 30分増すごと に+102
	深夜 (午後10時～午前6時) 【50%加算】	245	366	581	851単位に 30分増すごと に+123
	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	昼間 (午前8時～午後6時)	179	220		
	早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時) 【25%加算】	224	275		
	深夜 (午後10時～午前6時) 【50%加算】	269	330		
	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分以上 45分未満	45分以上		

区分	サービス提供時間数	20分未満	45分以上	70分以上
	サービス提供時間帯			
身体介護に 続く生活援助	昼間 (午前8時～午後6時)	+65	+130	+195
	早朝(午前6時～午前8時) 夜間(午後6時～午後10時) 【25%加算】	+81	+163	+244
	深夜 (午後10時～午前6時) 【50%加算】	+98	+195	+293
	サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満	45分以上	70分以上

※ 利用料金は、上記単位数に、自己負担割合を乗じた後、地位単価を乗じ1円単位を切り上げた額となります。

(利用単位数) × (自己負担割合 1割、または2割、または3割) × 地域単価

※ 福岡市(5級地)の地位単価は、10,70円です

※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ)若しくは**当事業と同一建物に居住する利用者**又は当事業所における一月当たりの利用者が**同一の建物に**20人以上居住する

建物の利用者に対し、訪問介護を行った場合は上記金額の 90/100 となります。

前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合上記金額の **88/100** となります。

50 人以上住する建物の利用者に対し、訪問介護を行った場合は上記金額の 85/100 となります。

※ 加算

	加 算	単 位	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	特 定 事 業 所 加 算 ( I )	所定単位数の 20/100	1 回当たり
	特 定 事 業 所 加 算 ( II )	所定単位数の 10/100	
	特 定 事 業 所 加 算 ( III )	所定単位数の 10/100	
	特 定 事 業 所 加 算 ( IV )	所定単位数の 5/100	
	特 定 事 業 所 加 算 ( V )	所定単位数の 3/100	
	緊 急 時 訪 問 介 護 加 算	1 0 0	1 回 の 要 請 に 対 し て 1 回
	初 回 加 算	2 0 0	初 回 の み
	生 活 機 能 向 上 連 携 加 算 ( I )	1 0 0	初 回 訪 問 月
	生 活 機 能 向 上 連 携 加 算 ( II )	2 0 0	3 月 の 間 、 1 月 に つ き
	介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 ( I )	所定単位の 24.5%	1 月 当 た り
	介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 ( II )	所定単位の 22.4%	基 本 サ ー ビ ス 費 に 処 遇 改 善 加 算 等 を 除 く 各 種 加 算 減 算 を 加 え た 総 単 位 数 ×
	介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 ( III )	所定単位の 18.2%	
	介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 ( IV )	所定単位の 14.5%	
	介 護 職 員 等 処 遇 改 善 加 算 ( IV )		

※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。

※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護（身体介護）を行った場合に加算します。

※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。

※ 生活機能向上連携加算は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士等が指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算します。

※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※ 有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定においての区分支給限度額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとなります。

(附 則)

この規程は、2018年8月1日から施行する。

- 2019年8月29日改定：第6条1号管理者1名、第7条4号サービス対応時間を24時間へ変更。
- 2021年4月1日改定：特定事業所加算（Ⅰ）の取得
- 2021年4月1日改定：特定介護職員等処遇改善加算特定事業所加算（Ⅱ）→（Ⅰ）へ変更
- 2023年10月1日改定：虐待防止のための措置に関する事項の追加
- 2024年4月1日改定：法改正による単位数変更
- 2024年6月1日改定：法改正による処遇改善変更